

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令案要綱

第一 設置管理基本計画に定める事項等

一 設置管理基本計画に定める事項として、滑走路の数、方向、長さ、幅及び強度並びに着陸帯の幅等を定めるものとする。 (第一条関係)

二 関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の機能を確保するために必要な施設として、航空旅客取扱施設、航空貨物取扱施設及び航空機給油施設を定めるものとする。 (第二条関係)

三 両空港を利用する者の利便に資する両空港内の施設として、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設、宿泊施設及び休憩施設、送迎施設並びに見学施設を定めるものとする。 (第三条関係)

第二 特定空港用地保有管理事業に係る空港用地の貸付けの条件等

一 特定空港用地保有管理事業に係る空港用地の貸付けの条件として、貸付料及び貸付期間を定めるものとする。 (第四条関係)

二 特定空港用地保有管理事業に係る空港用地の貸付けの条件の基準を、次のとおり定めるものとする。

と。

1 毎事業年度の貸付料の額が、次のイ及びロに掲げる額の合計額として見込まれる額に相当する額を基準として定められているものであること。

イ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項第一号に規定する指定会社（以下「指定会社」という。）が当該事業年度の開始の日において負担している空港用地の整備に要した費用に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を、償還期間を同日から平成七十二年三月三十一日までの期間とし、利率を当該債務の平均利率に相当する率として元利均等半年賦支払の方法により行うものとした場合における当該事業年度の償還額及び利子の支払額の合計額

ロ 当該事業年度における空港用地に係る租税及び管理費の合計額

2 貸付期間の満了の日が平成七十二年三月三十一日以後であること。  
（第五条関係）

### 第三 代わり社債券の発行等

一 政府が保証契約をした新関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）又は指定会社の社債券等を

失った者に交付する代わり社債券等を発行する場合には、会社が適当と認める者に当該失われた社債券等の番号を確認させ、かつ、当該社債券等を失った者に失ったことの証拠を提出させなければならないこと等を定めるものとする。

(第六条関係)

二 会社又は指定会社は、国土交通大臣の認可を必要とせず社債券を失った者に代わり社債券等を発行する場合には、会社が適当と認める者に当該失われた債券の番号を確認させ、かつ、当該社債券等を失った者に失ったことの証拠を提出させなければならないこと等を定めるものとする。

(第七条関係)

#### 第四 附則

一 この政令は、一部の規定を除き、法の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 政府が取得する会社の株式は、財政投融资特別会計の投資勘定又は社会資本整備特別会計の空港整備勘定に帰属すること等を定めるものとする。

(附則第二条関係)

三 大阪国際空港に係る事務に関し国が有する権利及び義務は、法の施行の日に承継することを定めるも

のとする事。

(附則第三条関係)

四 大阪国際空港に係る事務に関し国が有する権利及び義務のうち会社が承継しないものとして、国土交通大臣の所管に属する土地、建物、立木竹及び工作物のうち国土交通大臣が財務大臣に協議して指定するもの以外のものに関する権利及び義務等を定めるものとする事。

(附則第四条関係)

五 独立行政法人空港周辺整備機構(以下「機構」という。)の大阪国際空港に係る業務に係る資産から負債の金額を控除した額を分配する関係地方公共団体として、大阪府及び兵庫県を定めるものとする事。

(附則第五条関係)

六 会社が国、関西国際空港株式会社及び機構から承継する資産及び負債の価額を評価する評価委員として、財務省の職員一人、国土交通省の職員一人、会社の役員一人及び学識経験のある者二人を国土交通大臣が任命すること等を定めるものとする事。

(附則第六条関係)

七 所要の経過措置について定めるものとする事。

(附則第七条から十三条まで、第二十条及び第三十二条関係)

八 関西国際空港株式会社法施行令を廃止するとともに、関係政令について所要の改正を行うものとする

こと。

(附則第十四条から第十九条まで及び第二十一条から第三十一条まで関係)